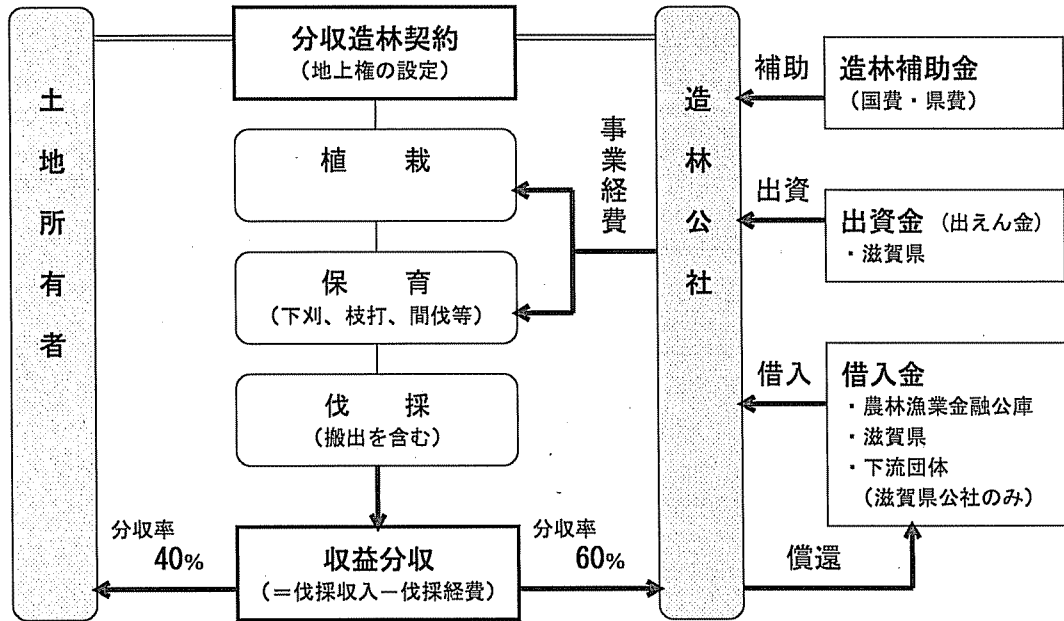


## 分収造林制度の仕組み

分収造林は、公社が土地所有者と契約を締結し、その土地に苗木を植え、育て、将来森林が伐期に達したときに、その収益を両者で分収する制度である。



### 【財源】

- 補助金 滋賀県公社 昭和61年度～導入  
(激甚災補助金：昭和55・56・59年度導入)
- びわ湖公社 昭和60年度～導入  
(激甚災補助金：昭和59年度導入)
- 出資金 (出えん金) 平成17・18年度 (暫定措置)